

七尾市事業承継円滑化補助金のご案内

(公財)石川県産業創出支援機構が実施する事業承継円滑化補助金(以下「事業承継円滑化補助金」)を受けた事業者に対して、**上乘せ補助**します。

補助対象者

以下のすべてに該当するもの

- ① 事業承継円滑化補助金の交付額の確定を受けている者
- ② 譲渡側は七尾市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること
- ③ 譲受側は譲り受けた事業を引き続き七尾市内で営むこと
- ④ 市税に滞納がない者

補助対象経費

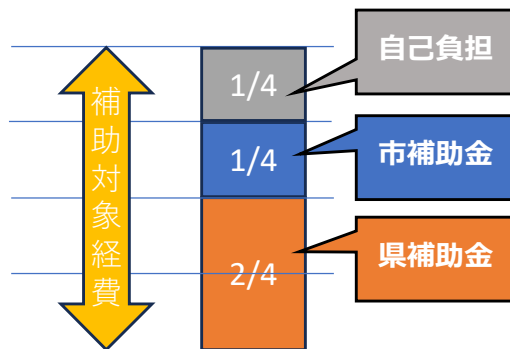
補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業承継円滑化補助金の交付確定額の算定の基礎となった経費とする。

補助金額

補助上限額：25万円

補助金額：補助対象経費から事業承継円滑化補助金の交付確定額を差し引いた額の1/2

※他の同様の制度により補助金を受ける場合は、①上記の「補助金額」と②「補助対象経費から事業承継円滑化補助金と他の制度の補助金の交付額を差し引いた額」を比較し、より低い額を補助金額とします。



申請期間

事業承継円滑化補助金の交付額確定の日が属する年度の3月31日まで

申請書類

- ① 七尾市事業承継円滑化補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 七尾市事業承継円滑化補助金請求書(様式第3号)
- ③ 県補助金の交付額の確定通知書の写し及び事業内容がわかる書類
- ④ (申請者が法人の場合)法人の履歴事項全部証明書の写し
(申請者が個人事業主の場合)住民票の写し
- ⑤ 事業承継をしたことがわかる証明書類

※その他にも必要な書類を求める場合があります

申請・お問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課(〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地)
TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp